

平成29年8月29日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 安藤 潔
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q
問 合 せ 先 取 締 役 山口 慶一
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

当社元役員らに対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社元役員ら（以下で定義する。）に対して、損害賠償請求訴訟（以下、「本訴訟」という。）を大阪地方裁判所に提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本訴訟の提起については、平成29年8月24日開催の当社監査役会及び平成29年8月29日開催の当社取締役会における決議を経て提起されております。

記

本訴訟の概要

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日
大阪地方裁判所 平成 29 年 8 月 29 日

2. 訴訟を提起した者（原告）
 - (1) 名 称 SAMURAI&J PARTNERS 株式会社
 - (2) 本 店 所 在 地 大阪府大阪市北区西天満四丁目 11 番 22 号
 - (3) 訴訟における代表者 会社法第 423 条第 1 項に基づく請求につき
当社常勤監査役 三上 嗣夫

3. 訴訟を提起した相手方（被告）

本訴訟の相手方（以下、総称して「当社元役員ら」という。）は以下のとおりです。

当社元代表取締役	碓 利之
当社元代表取締役	星川 征仁
当社元取締役	松田 元
当社元取締役監査等委員	福山 義人
当社元取締役監査等委員	井上 敏志
当社元取締役監査等委員	金子 俊夫

4. 訴訟内容と請求金額

損害賠償請求訴訟

(1) 訴訟の内容	損害賠償請求事件
(2) 請求金額	総額 2772 万 0773 円 およびこれに対する遅延損害金

5. 訴訟の原因および訴えに至った経緯の概要

当社元役員らは、平成 28 年 12 月 21 日、当社の完全子会社である DD インベストメント株式会社を通じて株式会社リゾーム及び株式会社ステラリンクと業務提携を行うこと、及び、同 2 社に対し第三者割当により発行される新株及び新株予約権を発行することについて決議しました。

これに対し、当社の株主より、上記新株及び新株予約権の発行の差止めを求める仮処分命令の申立てがなされ、大阪地方裁判所は、平成 28 年 12 月 27 日、差止めを認める仮処分決定を行いました。当社元役員らは同決定に対して保全異議を申し立てましたが、大阪地方裁判所は、平成 29 年 1 月 6 日、上記仮処分の認可決定を行い、同決定は確定しました。

その後、当社元役員らは、新たに新株及び新株予約権の発行による増資の準備を行いました。

当社元役員らは、それらに係る新株予約権算定や追加監査に係る報酬等として、上記仮処分認可決定前に 1494 万 0703 円、上記仮処分認可決定後に 1026 万円の合計 2520 万 0703 円を支出しました。

これらは、当時当社の取締役であった当社元役員らの判断により実施されたものです。

平成 28 年 12 月 21 日に決議した新株及び新株予約権の発行は、大阪地方裁判所の仮処分認可決定において、「現取締役らの取締役たる地位や取締役会における影響力を維持することを目的とするものであり、株主構成の変更自体を主要な目的とする不公正発行に該当する」と判断されています。このような支配権維持を目的とする新株及び新株予約権の発行は、会社法に違反する違法なものであり、当社元役員らはそのような違法行為のために、当社をして、上記のとおり 1494 万 0703 円を支出させました。

また、平成 29 年 1 月 6 日の仮処分認可決定において違法な不公正発行に当たるとの判断がされているにもかかわらず、当社元役員らは、新株及び新株予約権の発行のための準備を行い、当社をして、上記のとおり 1026 万円を支出させました。

これらは、当社元役員らが、取締役としての善管注意義務に違反したものであります。

このため、当社は当社元役員らに対し、被った損害の賠償を求めるため、今回の訴訟提起に至ったものであります。

なお、請求金額には、弁護士費用 252 万 0070 円の請求が含まれております。

6. 今後の見通し

当社は正当な理由により上記請求を行っておりますので、裁判では当社の主張が受け入れられるものと確信しております。

なお、本訴訟につきまして、今後の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。また、本訴訟の提起が当社業績に与える影響は現時点で明らかではありませんが、明らかになった場合は速やかに開示いたします。

以 上